

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成 30 年 8 月 2 日（木）15：00～

場所：市民会館 3 階中ホール

参加者：110 名

市対応者：林 和彦（生活環境部長）・広中 敦（環境政策室長）・高橋 淳（同主査）・
関口 健太（同主査）、菅谷 美里（同主事）、竹澤 絵吏（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30 分）
- 3 質疑応答（10 分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

事業者 A：ホームセンターで購入した石こうボードで社屋を改修し、その端材をごみ処理場で捨てようとしたところ産廃と言われて捨てることができず、産廃運搬業者に依頼して処分した。運搬業者から、一般の人が自宅を改修するのと同じだから一廃ではないか？と言われたが、一廃産廃の区分を教えてほしい。

関口：昨年 4 月から、クリーン産業で石こうボードのリサイクルが可能となったため、リサイクルが可能なものは処理場での受入を行っていない。

高橋主査：石こうボードは『ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず』に該当し、産廃かどうかについてはお金をもらっているかが第一の基準となるが、自社内の補修であっても、事業活動に伴う改修となることから、自己発生であっても産廃となる。ただし、木くずについては業種指定がある関係もあり曖昧であるが、新築改築に伴うか否かで一廃産廃が決まる。話は戻って、石こうボードについては、業種指定のない産廃であることから、会社内の改修であっても産廃。一般家庭が自宅を改修した場合は一廃となる。

事業者 B：今まで可燃・不燃ともに盤尻に持って行っていたが、今後は廃プラなど可燃物は盤尻では受入不可で、焼却場の受入に変更でよろしいか。

関口：はい。会社で分別して、可燃物については焼却場へ持ち込みください。

事業者 C：焼却施設の検討項目にある搬入サイズ制限について 40cm×40cm とあるが、厚さについてはどうか？現在、ブルーシートを処理場で処理してもらっているが、指定サイズにカットするのも畳むのも非常に難しい。また、ロープ類など長ものについて、梱包用ビニールでロール状になっているものについても検討事項に入れておいて欲しい。

関口 ：シート状、ロール状のものについて、検討してご案内したいと思います。

広中室長：施設運用において未定の部分が多数あり、十分な説明ができなかったことについてお詫び申し上げます。今までは、可燃不燃ともに搬入先が処理場であったことから、多少分別が不十分でも柔軟に受入していたが、今後はごみを衛生的かつ適正に処理を行うことから、個人のごみ、家庭のごみについてもきちんと分別をしていただくこととなりますので、事業者の皆様におきましても、分別の徹底についてご協力をよろしくお願いいたします。あともう一点は、本日より産廃の区別について少しご説明いたしましたが、一廃と産廃の料金についても大きく変わってまいりますので、搬入時に中身をしっかり後確認させていただくようなことを考えております。そのように、ごみの処理について適正に行っていきたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。あと、それらが決定しましたらホームページなどでお知らせしていきたいと思いますが、何かございましたら廃棄物管理課へも直接問い合せください。本日はありがとうございました。

以上